



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2020.4 No.405



場 所 : 姫路城と桜(姫路市)

主な記事

- 令和2年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました
- 令和2年春の全国交通安全運動公益社団法人全日本トラック協会実施計画
- 第48回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ

主な同封物

- 悪質性の高い行為の見られた営業所に係る速報制度が強化されました!
- 社会保険等の未加入・未納対策が強化されました!

CONTENTS



トピックス

令和2年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました 1

全ト協からのお知らせ

中央近代化基金「激甚災害融資(運転資金)」の実施について 2

令和2年春の全国交通安全運動公益社団法人全日本トラック協会実施計画 3

事務局からのお知らせ

改善基準告示見直しに向けた意見を募集します 6

第48回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ 8

「令和2年度安全性評価事業(Gマーク)説明会」のご案内 12

全ト協青年部全国大会「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」で
石見サービス株式会社が銀賞受賞 15

理事会だより

16

会員だより

19

兵庫県トラック協会但馬支部事務所の移転について

20

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導項目
(今月のテーマ「事業法改正に伴う事業計画変更(増車)の添付資料 ~車両配置図について~) 22

協会日誌

24

トピックス

令和2年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました

3月18日(水)に行われた理事会で兵ト協の令和2年度の事業計画及び予算が承認されました。貨物自動車運送事業法の施行に伴う対応を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進等7項目の最重点施策及び5項目の重点施策を推進していきます。

[最重点施策]

- 1 改正貨物自動車運送事業法の施行等に係る対応
- 2 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
- 3 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- 4 人材確保対策の積極的な推進
- 5 交通及び労災事故の防止対策の推進
- 6 高速道路通行料金の大口・多頻度割引50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- 7 新技術を活用した物流の効率化等の推進

[重点施策]

- 1 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 2 燃料費対策等の推進
- 3 環境・省エネ対策の推進
- 4 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- 5 災害発生時における緊急輸送体制の確立

令和2年度一般会計収支予算書総括表

(研修会館特別会計を含む) (単位:円)

科 目	合 計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	284,642,000
2. 事業活動支出	296,763,000
事業活動収支差額	△12,121,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	14,196,000
2. 投資活動支出	9,851,500
投資活動収支差額	4,344,500
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	21,500,000
当期収支差額	△29,276,500
前期繰越収支差額	42,139,000
次期繰越収支差額	12,862,500

詳しくは下の兵ト協ホームページのディスクロージャーをご覧ください。

<http://www.hyotokyo.or.jp/about/a04.html>

令和2年度交付金会計収支予算書総括表

(近代化基金運営事業特別会計・施設等運営事業特別会計を含む) (単位:円)

科 目	合 計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	587,716,000
2. 事業活動支出	618,041,000
事業活動収支差額	△30,325,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	0
2. 投資活動支出	8,714,000
投資活動収支差額	△8,714,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	△39,039,000
前期繰越収支差額	62,999,000
次期繰越収支差額	23,960,000

※兵庫県からの交付金の通知がないため令和元年度の交付額を前提に予算だてしています。

中央近代化基金「激甚災害融資(運転資金)」の実施について

標記について、次のとおり公募されますのでお知らせ致します。

区分	公募期間※①	推薦期限※②	推薦決定予定日※②
新型コロナウイルス感染症 (公募推薦総枠 10億円)	令和2年3月19日 から 令和2年7月31日	令和2年3月31日 から 令和2年7月31日	令和2年4月13日 から 令和2年8月17日

※①公募期間は状況に応じて変更する場合がある。

※②推薦期限及び推薦決定予定日は上記の期間のうち、5回に分けて行われる。

1 融資推薦対象者

今般の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症により事業に影響を受けている方で、以下(1)に該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、地方ト協に加入し、商工中金又はその代理店の取引資格がある者。

(1)運送収入又は輸送トン数について「直近2ヶ月の実績」又は「今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ10%以上の減少が見込まれる者。

2 推薦対象事業

経営安定の確保を目的とした事業の再建又は正常な操業維持に必要な運転資金

3 融資限度

5千万円

4 融資利率及び償還期間

取扱金融機関の所定利率による
償還期間は10年以内とする

5 利子補給率

年 0.3%

6 取扱金融機関

商工中金本支店及び商工中金の代理店

※要綱・申入書等関係書類を希望される方は、兵庫県トラック協会総務部までご連絡下さい。

令和2年春の全国交通安全運動

公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和2年3月11日
公益社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和2年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、4月6日（月）から同月15日（水）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国運動重点の「子供を始めとする歩行者の安全の確保」、「高齢運転者等の安全運転の励行」、「自転車の安全利用の推進」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

— 記 —

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。特に、事業用トラックによる飲酒運転事故の増加や、事故の過半数を追突事故が占め、かつ、死亡事故の3割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「飲酒運転の根絶」(2)「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

(1)飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼を実施する。

(2)追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故及び、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故の3割を占める交差点事故を防止するため、全ト協で制作した「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」、「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」等を活用したセミナーを全国展開するとともに、運転者への指導・教育を促し、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及及び、交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車載カメラ装着車両の普及を促進する。

<重点推進項目>

(3)子供と高齢者の交通事故防止

子供と高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転の励行。

(4)夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(5)携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(6)高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底する。

(7)トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(8)健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(9)過労運転等の防止

事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(10)「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、大型トラックのスペアタイヤ等について平成30年10月1日から3ヶ月ごとの定期点検が義務付けられることを踏まえつつ、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車の車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

4. 広報活動の推進

- (1)全ト協並びに各都道府県トラック協会は、ポスター、機関紙(誌)、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2)各都道府県トラック協会及び事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等の開催に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。
- (3)各都道府県トラック協会は、子どもや高齢者を対象とした安全教室の開催や、一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなどし、地域における交通安全の啓発も積極的に行う。
- (4)全ト協は、ラジオ放送を活用した交通安全運動のPRを行い、運転者のほか、広く一般市民に対し交通安全意識の高揚を図る。特に、4月10日(金)が「交通事故死ゼロを目指す日」であることに重点を置く。

以 上

事務局からのお知らせ

改善基準告示見直しに向けた意見を募集します

平成30年6月、働き方改革関連法が成立し、自動車の運転業務については5年の猶予を設け令和6年度から年960時間以内という時間外労働時間の上限規制が適用されます。

この働き方改革関連法の衆参両院の審議にあたって、「自動車運転業務の特性を踏まえ、改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。」(要旨)と、附帯決議され、「自動車運転者労働時間等専門委員会」において検討が進められています。

自動車運転者労働時間等専門委員会

○令和元年11月25日

厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会に「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

○令和元年12月19日

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第1回開催

- ・改善基準告示の説明
- ・検討項目と現状の説明、実態調査に向けた議論

○令和2年4月～

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第2回開催

- ・実態調査検討会の検討結果の確認
- ・実態把握調査に向けた論点の整理
- ・自動車運転者労働時間等の実態把握・調査の方向性について

○令和3年1月～とりまとめまで

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第3回～数回

○改善基準告示改正スケジュール

- ・令和3年12月 告示改正・公布
- ・令和4年1月～令和6年3月 周知・施行準備期間
- ・令和6年4月 施行(自動車運転者の上限規制適用猶予期間終了と同時に)

現在、(公社)全日本トラック協会では、「専門委員会」に業界の意見を反映するため、物流政策委員会(近畿ブロック委員・当協会木南副会長)において「改善基準告示見直しに向けた意見の集約」を行っています。

トラック業界では、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特殊性、長距離運行や近距離運行といった運行内容、都市と地方といった地域等の実態をよく把握した上での見直しが必要であり、広く会員の皆様の意見を募集するものです。

●応募締切 令和2年4月15日(水)

●応募方法 次ページをコピーのうえ FAX送信(FAX 078-882-5565)

又は、件名「意見応募」とし本文をベタ打ちのうえ、メール送信
(E-mail:hta@hyotokyo.or.jp)

改善基準告示見直しに向けた意見

事業者名 : _____ 氏名 : _____

連絡先 TEL : _____

～個人情報に関する取り扱いについて～ 個人情報保護法に基づき、記入いただいた情報は厳重に管理・保存し、ご意見を取りまとめた上、全日本トラック協会への意見とし、他の目的に使用する事は一切ありません。

(記載欄が不足する場合は、任意の用紙で適宜追加してください。)

以下の論点を踏まえ、よろしくお願いいたします。

- 拘束時間 (* 労働時間(法定+時間外+休日)+休憩時間)
 - ・働き方改革関連法の施行を踏まえどうあるべきか
 - ・過労死等の防止の観点から、どう見直すべきか
- 休息时间 (* 1日-拘束時間)
 - ・拘束時間の議論を踏まえどうあるべきか
 - ・インターバル規制との関係について
- 連続運転時間 (* 4時間の後 30分の休憩)
 - ・安全性を確保しつつ、生産性向上に資するための見直しについて
- その他
 - ・年 960 時間の猶予期間終了後のさらなる改善について
 - ・危険物輸送などの緊急時の拘束時間の適用除外について

第48回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ

標記大会を次頁の実施要綱のとおり開催いたします。

出場希望者は、同封の申込用紙に必要事項をご記入の上、所属する支部に令和2年5月1日（金）必着にてお申し込みください。

参加資格を審査するため運転経歴証明書の申請を行いますので、必ず選手本人の承諾を得た上でお申し込みください。

【大会名】

第48回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会

【申込期日】

令和2年5月1日（金）所属支部必着

【開催日時】

令和2年7月18日（土）9:00～16:00

【開催場所】

兵庫県警察本部運転免許試験場（明石市荷山町1649-2）

【競技部門】

11トン部門、4トン部門、トレーラ部門、2トン部門

但し、2トン部門（女性選手は除く。）の全国大会への推薦はない。

なお、女性選手のうち、全部門を通じて最高得点者は、各部門表彰とは別途、賞状を授与致します。

以 上



トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会 実 施 要 綱

【目 的】

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責任を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資する。

【主 催】

一般社団法人兵庫県トラック協会

【後 援】（予定）

国土交通省神戸運輸監理部

兵庫県

兵庫県警察

一般財団法人兵庫県交通安全協会

（順不同）

【協 力】（予定）

いすゞ自動車近畿株式会社

神戸日野自動車株式会社

三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう

UDトラックス株式会社

（順不同）

【出場選手と資格】

1. 兵庫県トラック協会会員事業所在籍の運転者で勤務成績が優秀であること。
2. 参加申込日において、過去3年間人身事故（業務外の人身事故を含む。）を起こしたことがないこと。
3. 参加申込日において、過去1年間無事故、無違反（業務外の事故、違反を含む。）であること。
4. 各部門への出場は1会員1名とする。
5. 女性ドライバーの出場は前項と別に1会員1名を認める。
6. 全国トラックドライバーコンテストで優勝した者並びに全国トラックドライバーコンテストに各部門を通じて2回出場している者等、全国トラックドライバーコンテストの出場資格のない者は出場することができない。
7. 無資格者、並びに参加申込日から大会当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の入賞は取り消すものとする。
8. 会員外の出場資格を別途定める。
なお、申込者数が定員を超えた場合、会員事業所所属の申込者を優先する。

【申込み】

出場選手が勤務する兵庫県トラック協会会員が所属する支部の推薦による。
但し、定員を超えた場合、1支部あたりの参加数を調整する。

【部門及び定員】

4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、2トン部門とし、各部門15名とする。
なお、2トン部門（女性選手は除く。）の全国大会推薦はない。

【表彰】

1. 選手表彰

- (1) 兵庫県トラック協会会長賞：各部門の入賞者（優勝～3位）
- (2) 神戸運輸監理部長賞：2トン部門の優勝者、及び女性出場選手のうち最高得点者
なお女性選手の出場が1名の場合は最高得点者表彰はない。
- (3) 兵庫県知事賞：4トン部門の優勝者、及び11トン部門の優勝者
- (4) 兵庫県警察本部長・兵庫県交通安全協会会長賞（連名）
：トレーラ部門の優勝者

2. 事業所表彰

兵庫県トラック協会会長賞：各部門の入賞者、並びに女性出場選手のうち最高得点者が所属する事業所

【全国トラックドライバーコンテストへの推薦】

協会長が、当大会の結果を踏まえ出場資格要件を勘案し兵庫県代表を選出し推薦する。

【競技審査の概要】

1. 学科競技

安全な交通の方法等に関する必要な知識の会得状況について試験する。

- ①試験方法：短答式
- ②試験時間：50分
- ③試験内容：法規（道路交通法）、構造機能（車両）、運転常識（プロドライバーとしての一般的認識事項等）

2. 実科競技

安全・無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術、及び日常点検動作について審査する。

- ①審査方法：一定時間における運転の基本操作、及び整備点検について審査する。
- ②審査内容：実科競技実施要領に明示する。

3. 競技の配点及び順位の決定方法

(1) 配点 1000点満点

ア 学科競技：法規150点、構造機能75点、運転常識75点

イ 実科競技：700点

(2) 順位の決定方法

総合得点の上位順とし、同点の場合は次による。

ア 過去5年間免許歴を有し、かつ過去5年間無事故・無違反の者とする。

イ 実科競技の得点の高い者とする。

ウ すべてが同点の場合は、高年齢者（同年齢者の場合は誕生日が先の者）とする。

4. 競技運営に係る統一基準

大会中は、兵庫県トラック協会が定める統一ゼッケンを着用すること。

なお、学科競技及び実科競技中の帽子の着用は自由とする。

【大会の中止】

災害、及び異常気象等、やむを得ない場合は、大会を中止する。その場合においては、全国大会代表選考会を開催し、全国大会への推薦を行う。その日程は後日通知する。

なお、大会中止は、原則、大会前日の17時までに大会会長が決定し、速やかに関係各所に通知する。また、大会当日に急遽中止となった場合においても同様とする。

【注意事項】

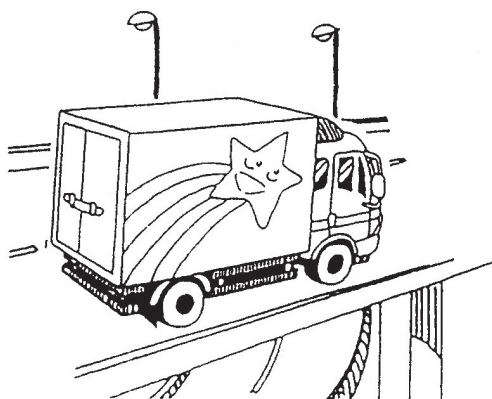
1. 学科競技・実科競技中は、選手と主催者側以外の者との接触は厳禁する。

これに違反した選手は失格とする。（付き添いや事業所の方は十分注意し、選手に近づかないこと。）

2. 運転競技コースの下見において、巻き尺等の使用は禁止する。

3. ゼッケンは、学科競技、実科競技、開会式、表彰式のすべてに着用する。他の場合は、選手の自由とする。

4. その他大会中においては主催者側の指示に従うこと。



「令和2年度安全性評価事業（Gマーク）説明会」のご案内

「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」は、荷主企業や一般消費者が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、トラック運送業界全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的として、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）が平成15年度から実施しているものであり、経団連傘下の企業をはじめ多くの荷主企業がトラック運送事業者を選定する際の日安とするなど認知が進んでおります。

つきましては、令和2年度安全性評価事業認定申請に係る説明会を下記のとおり開催いたしますのでご案内させていただきます。参加を希望される方は、別紙参加申込書により5月8日（金）までに兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関までFAXにてお申込み下さい。

なお、定員に達した場合、参加をお断りすることがありますので、ご了承下さい。

このご案内は3月時点でのお知らせです。新型コロナウイルスの感染拡大状況によりましては、中止となる可能性があります。中止の場合は当協会ホームページにてお知らせしますので、出席される方は、事前に兵庫県トラック協会ホームページ（URL: <http://www.hyotokyo.or.jp/>）にて中止の状況についてご確認をお願いいたします。

記

第1回 姫路会場

日 時 5月13日（水）13時30分～（13時受付）
場 所 兵庫県トラック協会西部研修会館 2階 大会議室
姫路市中地字村東26-1（次頁地図参照）
※駐車場には限りがあります。
会館付近に有料駐車場あり（各自負担）。
T E L 079-294-0797
定 員 100名

第2回 神戸会場

日 時 5月21日（木）13時30分～（13時受付）
場 所 兵庫県トラック総合会館 3F 大会議室
神戸市灘区大石東町2-4-27（次頁地図参照）
※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。
T E L 078-882-5556
定 員 150名

申込み・問い合わせ先

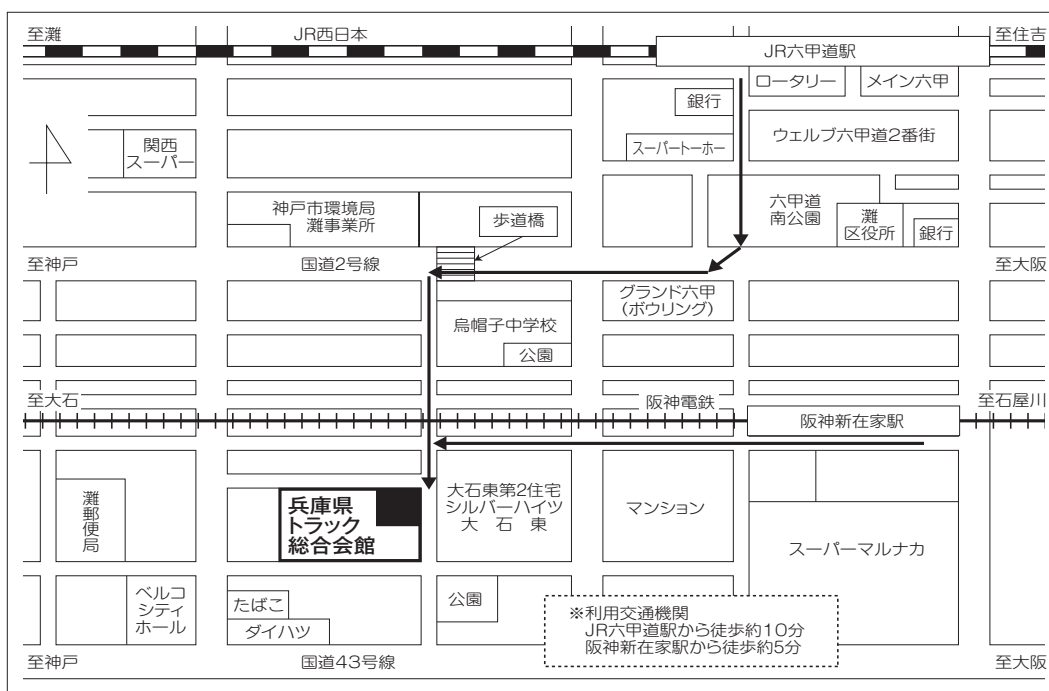
〒657-0043
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関
（兵ト協 適正化事業部）
T E L 078-882-5556
F A X 078-882-5565

以 上

会場地図

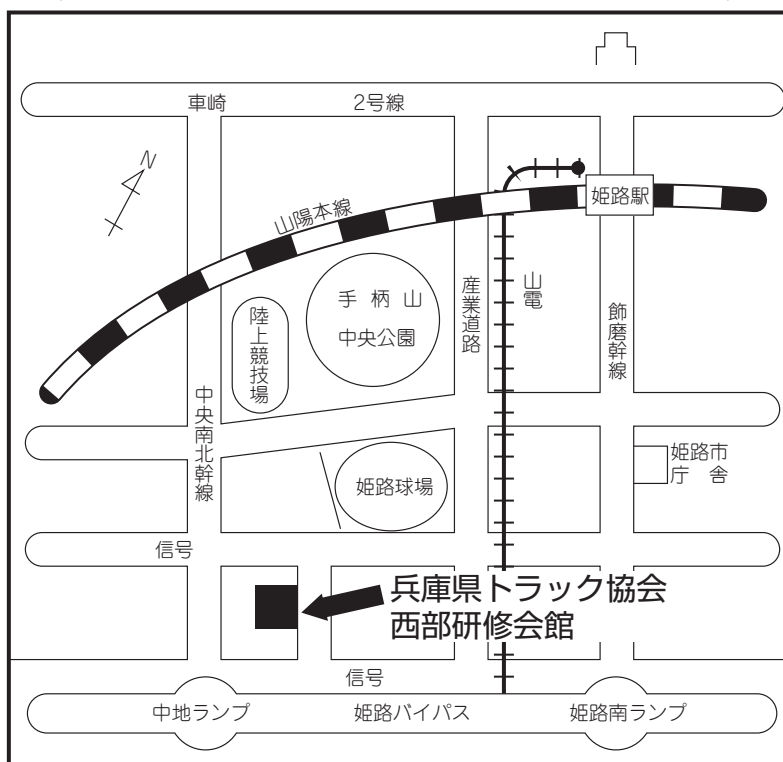
(神戸会場)

〈兵庫県トラック総合会館〉



(姫路会場)

〈兵庫県トラック協会 西部研修会館〉



■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を東へ100m、信号を左折。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

『令和2年度安全性評価事業(Gマーク)説明会』
参加申込書

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関 宛
(FAX 078-882-5565)

※参加を希望される会場に○印を付けて下さい。

◎第1回 5月13日(水)13:30～ 姫 路 会 場()

◎第2回 5月21日(木)13:30～ 神 戸 会 場()

会 社 名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

参 加 者 氏 名 _____

全ト協青年部全国大会「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」で石見サービス株式会社が銀賞受賞

令和2年2月21日(金)に京王プラザホテル(東京都新宿区)において「令和元年度(公社)全ト協青年部会全国大会」が開催されました。

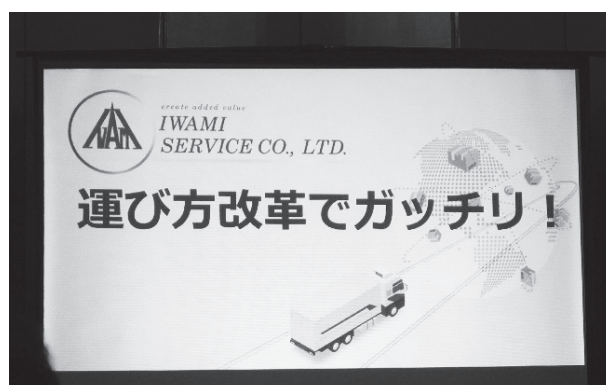
大会中行われた「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」にて、石見サービス株式会社の取り組み「運び方改革でガッチリ！」が銀賞を受賞されました。

同社では、今後、危険物取扱事業マーケットは「小口化」「高付加価値化」が進み、危険物取扱規制においても厳格化が図られると考え、又、運行管理における法令遵守はもちろん、安定した労働力の確保も大きな課題であるとしている。そのため、「運べる倉庫業者、預かれる運送事業者」が連携し、中継配送を駆使することで、事業に関わる全ての事業者の利益向上を目指すとともに、働き方改革や運行管理等のコンプライアンス遵守を徹底するなどの労働環境整備も行い、働きやすい職場作りを目指す取り組みについて発表されました。

県内の青年部会員が同顕彰事業を受賞するのは初の快挙で、発表終了後、兵青協メンバーはもとより、全国の参加者から称賛されました。



取組事業発表中の石見サービス(株)川口浩樹代表取締役



取組事業「働き方改革でガッチリ!」



全ト協田中副会長と川口代表取締役



大会終了後兵青協参加者と。おめでとうございます!!

理事会だより

令和元年度第3回常任理事会・総務委員会合同会議 を開催しました

日 時 令和2年3月3日(火)
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他常任理事18名、監事1名が出席し、下の議題は全て理事会に上程されることが承認されました。また、報告事項について報告・説明しました。

議 題

(1) 第3回理事会対処について

- ① 理事会開催日程（案）について
- ② 令和元年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
- ③ 令和元年度交付金事業運営関連特別会計補正予算（案）について
 - ア 令和元年度近代化基金運営事業特別会計補正予算（案）
 - イ 令和元年度施設運営事業特別会計補正予算（案）
- ④ 令和2年度事業計画（案）について
- ⑤ 令和2年度一般会計収支予算（案）及び研修会館特別会計収支予算（案）について
- ⑥ 令和2年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算（案）及び事業計画（案）について
- ⑦ 令和2年度交付金事業運営関連特別会計収支予算（案）について
 - ア 令和2年度近代化基金運営事業特別会計収支予算（案）
 - イ 令和2年度施設等運営事業特別会計収支予算（案）
- ⑧ 令和2年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ⑨ 第44回近代化金融融資推薦公募枠（案）について
- ⑩ 会員の入会の承認について
- ⑪ 会長表彰候補者の選定について
- ⑫ 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について

(2) その他

- ・貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の概要
- ・令和2年度税制改正に関する要望と税制改正大綱の主な内容
- ・中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業
- ・台風等による異常気象時下における輸送の在り方について
- ・運転者職場環境良好度認証制度について



令和2年度第3回理事会が開催されました

日時 令和2年3月18日(水)
場所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他理事36名、監事2名が出席し、下記の議案は全て承認されました。

議 題

【審議事項】

第1号議案 令和元年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について

第2号議案 令和元年度交付金事業運営関連特別会計補正予算（案）について

ア 令和元年度近代化基金運営事業特別会計補正予算（案）

イ 令和元年度施設運営事業特別会計補正予算（案）

第3号議案 令和2年度事業計画（案）について

第4号議案 令和2年度一般会計収支予算（案）及び研修会館特別会計収支予算（案）について

第5号議案 令和2年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算（案）及び事業計画（案）について

第6号議案 令和2年度交付金事業運営関連特別会計収支予算（案）について

ア 令和2年度近代化基金運営事業特別会計収支予算（案）

イ 令和2年度施設等運営事業特別会計収支予算（案）

第7号議案 令和2年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業計画（案）及び収支予算（案）について

第8号議案 第44回近代化基金融資推薦公募枠（案）について

第9号議案 会員の入会の承認について

第10号議案 会長表彰候補者の選定について

【報告事項】

定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について

【その他】

- ・貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の概要ほか
- ・令和2年度税制改正・予算に関する概要について
- ・働き方改革に向けた取組について



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和2年2月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		95.54	98.00	101.25	106.55
出 光		92.36	98.70	101.94	
J エ ナ ジ ー				116.00	
コ ス モ		92.72	96.67	103.50	
昭 和 シ ェ ル		92.78		97.10	
モ ー ビ ル		92.00			108.10
エ ッ ソ		100.60		103.00	120.00
ゼ ネ ラ ル		92.20			
三 井		94.20			
そ の 他		95.01	98.20	100.85	105.85
総 計		93.94	98.07	102.21	108.29
2 ／ 1	全国平均	99.39	調査なし	106.66	107.93
	近畿平均	98.64		105.01	104.03

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成31年3月		95.19	98.26	102.12	107.05
平成31年4月		97.49	100.33	104.87	109.51
令和元年5月		100.59	103.45	107.54	110.80
令和元年6月		101.04	104.84	108.27	111.15
令和元年7月		95.16	100.26	104.20	107.27
令和元年8月		95.33	99.15	102.80	107.58
令和元年9月		93.22	97.59	101.64	106.87
令和元年10月		93.69	98.08	101.20	102.87
令和元年11月		93.97	97.15	102.26	105.63
令和元年12月		95.90	98.41	101.94	107.14
令和2年1月		97.41	101.14	105.10	107.88
令和2年2月		99.41	103.08	106.42	111.12
令和2年3月		93.94	98.07	102.21	108.29
年 間 平 均		96.34	99.98	103.89	107.94

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
2.2.20	東部	一般	ホワイト輸送(株)	武 田 浩	〒666-0024 川西市久代1丁目13番17号 TEL 072-756-1361 FAX 072-757-1362
2.25	西播	一般	高砂重量建設(株)	松 原 史 明	〒676-0827 高砂市阿弥陀町阿弥陀300 TEL 079-449-3555 FAX 079-449-3556
3.4	北播	一般	(株)J T R A N S	増 田 肇	〒675-2455 加西市大内町458-3 TEL 0790-44-0501 FAX 0790-44-2546
3.6	神戸中央	一般利用	ワイズカンパニー(株)	山 廣 耕 司	〒664-0020 伊丹市寺本東1-2-25 TEL 072-782-8954 FAX 072-782-8954
3.9	東部	一般	総合陸運(株)	上 鶴 芳 照	〒664-0017 伊丹市瑞ヶ丘1丁目43番 TEL 072-781-6175 FAX 072-782-9737
3.9	東播	一般利用	(株)K S T	渡 部 雄 児	〒673-0413 三木市大塚228-3 アイオーラメゾン204号 TEL 080-0222-2525 FAX 045-595-0312
3.11	西播	一般利用	熊本通運(株)	森 山 拓 男	〒678-0007 相生市陸本町5番15号0-1ビル 302号 TEL 0791-24-2141 FAX 0791-24-2142
3.12	明石	一般	イズミ物流(株)	平 川 信	〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目9番5号 第三大盛丸平河町ビル4階 TEL 03-6261-7491 FAX 03-6261-7492
3.23	東播	一般利用	高野口運送(株)	野 口 知	〒648-0043 和歌山県橋本市学文路154-7 TEL 0736-33-4678 FAX 0736-33-2588
3.25	丹有	一般利用	(有)G O - W E S T	石 倉 剛	〒651-1343 神戸市北区八多町附物785-1 TEL 078-982-3300 FAX 078-982-3301

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
2.3.5	但馬	一般	三 田 貨 物 運 送 (株)	三 田 繁 盛
3.5	淡路	一般	辰 美 運 輸 (株)	道 上 正 昭
3.16	神戸中央	一般	(株)セブンネット	大 西 宏 典
3.19	西神戸	利用	神 戸 豊 興 (株)	飛 弾 朝 行
3.31	東神戸	利用	灘新港運送事業協同組合	堀 秀 夫
3.31	西播	一般	久 香 り サ イ ク ル (株)	香 川 祐 輝

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
61	代表者	(有)本 村 運 送 本 村 幸 雄	山 内 鉄 也
74	住所 TEL/FAX	三 井 倉 庫(株) 神戸市東灘区向洋町西2-8 TEL 078-857-0180 FAX 078-857-1561	〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-4-4 アクア堂島東館9階 TEL 06-6131-5140 FAX 06-6131-5970

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
81	代表者	神戸ヤマト運輸(株) 加藤 佳之	坂井 正彦
109	住所	ユタカ(株) 神戸市西区桜が丘西町1-9-5	〒671-1431 西宮市山口町阪神流通センター1-112
136	住所 TEL/FAX	三喜(株) 加古川市尾上町安田385-3 TEL 079-453-5366 FAX 079-453-5353	〒675-0054 加古川市米田町平津315-1 TEL 079-431-5350 FAX 079-431-5353
153	住所 TEL	(株)S E N Y O 姫路市飾磨区英賀宮町1-15-1 TEL 079-280-3575	〒670-0947 姫路市北条梅原町167番地 ワンダーボックス北条3-B TEL 079-221-5455
160	住所 TEL/FAX	姫路商運(株) 姫路市山吹1-2-30 TEL 079-297-2420 FAX 079-297-2421	〒671-2121 姫路市夢前町宮置2-22 TEL 079-229-1187 FAX 079-229-1188
160	住所 TEL/FAX	(株)姫商ライン 姫路市山吹1-2-30 TEL 079-297-2420 FAX 079-297-2421	〒671-2121 姫路市夢前町宮置2-22 TEL 079-229-1187 FAX 079-229-1188

* * *

事務局からのお知らせ

下記のとおり異動がありましたのでお知らせいたします。

人 事 異 動

令和2年4月1日付

発令事項	氏名	現職
総務部主事 適正化事業指導員を解く	杉本 ひろみ	適正化事業部主事 適正化事業指導員
適正化事業部係員	中務 景衣	総務部係員
適正化事業部係員 適正化事業指導員	村上 元規	業務部主事 適正化事業指導員
業務部係員 適正化事業指導員	高橋 豪	適正化事業部係員 適正化事業指導員

* * *

兵庫県トラック協会但馬支部事務所の移転について

4月1日（水）から兵庫県トラック協会但馬支部事務所は〒667-0131 養父市上野1225に移転し業務を開始することになります。

電話番号：079-664-2660、FAX番号：079-664-2671 になります。

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

■応募方法

●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)

●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)

●創業時の苦勞 ●今後の目標

●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社)兵庫県トラック協会 総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp



『ご協力ありがとうございました』

交通遺児の募金を寄せられた会員

(令和2年3月5日現在)

R 2・3・5 株式会社 三 陸

11,835 円

交通遺児募金の郵便振替口座

○□ 座 番 号 01170-6-54803

○□ 座 名 一般社団法人 兵庫県トラック協会募金係

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項（今月のテーマ「事業法改正に伴う事業計画変更(増車)の添付資料～車両配置図について～」）

担当：適正化事業指導員 洲戸 一季

2018年12月に事業法が改正されました。今回の改正により「規制の適正化」の【事業許可の基準の明確化】で、事業用自動車の点検や整備によって安全性を確保し、十分な広さの車庫や継続遂行のための経済的基礎（資金）を備える必要があるが、これらは単に事業の拡大を容易にさせない為ではなく、その他の能力が適切な内容になっているかを見て、事業の継続遂行するための車庫の規模等が適切な内容になっているかを確認します。そのため車庫台数に関わる事業計画を変更（増減車）するときには届出又は認可を受ける必要があり、前号（「事業計画の変更について」）で説明した車両配置図について関わってきます。事業計画変更（増減車）を提出する際、一定条件を超える時、車両配置図の添付が必要なことから、下記で条件・車両配置図の作成方法について説明していきます。

①欠格期間の延長等
法令に違反した者等の参入の厳格化
・欠格期間の延長（2年⇒5年）
・処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
・密接関係者（親会社等）が許可の取消処分を受けた者の参入制限等

②許可の際の基準の明確化
・安全性確保（車両の点検・整備の確実な実施等）
・事業の継続遂行のための計画（十分な広さの車庫等）
・事業の継続遂行のための経済的基礎（資金）等

③約款の認可基準の明確化
荷待時間、追加的な附带業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化
→原則として運賃と料金を分別して收受
＝「運賃」：運送の対価「料金」：運送以外のサービス等

●車両配置図が必要な場合

事業用自動車を増車する場合、増車届出の車庫別収容車両明細（統一様式：別紙3）で認可車庫に対する保有車両の使用率（%）を計算します。車庫の収容能力に対して100%を超える場合、車両配置図の添付が必要になります。ただし、令和元年11月1日以前に認可を受けた車庫については、今まで通りの旧m²数を選択できます（※図1参照）。その場合、90%を超えるときに車両配置図の添付をしてください。今後は、新m²数に統一される可能性が高いため、新m²数で計算した際に100%を超え、保有車両が認可車庫に収まり切らない際は、車庫の新設・拡大もしくは事業の縮小（減車）を早急に検討して頂く必要があります。次ページにて車庫の上記使用率を超えた際に提出義務のある車両配置図を作成するにあたっての注意事項と作成方法について見ていきます。

※図1

自動車の種別	普通	小型	牽引	被牽引
旧m ² 数/1台あたり	25m ²	10m ²	20m ²	35m ²
新m ² 数/1台あたり	38m ²	11m ²	27m ²	36m ²

（認可車庫面積150m²とした場合の新旧m²の計算内容の変化）

	配置車両及び所要面積				Y/X×100 (%)	車両配置図の有無
	普通	小型	牽引	被牽引		
旧m ² 数	25m ² ×3両 75m ²	10m ² ×1両	20m ² ×1両	35m ² ×1両	6両	93.3%
	38m ² ×3両 114m ²	11m ² ×1両	27m ² ×1両	36m ² ×1両	140m ²	
新m ² 数	38m ² ×3両 114m ²	11m ² ×1両	27m ² ×1両	36m ² ×1両	6両	125.3%
		11m ²	27m ²	36m ²	188m ²	

● 車両配置図を作成するに当たった際の注意事項

- ・ 車両の前後左右の間隔は50cm以上確保すること
- ・ 届出している車両すべてが認可車庫内に収容できるものであること
- ・ 車両の大きさは車検証に記載している長さ、幅をもとに作成すること
- ・ 縮尺は必ず統一して作成すること

※ 下記図①～③については、2つの条件を基に作成することとする。

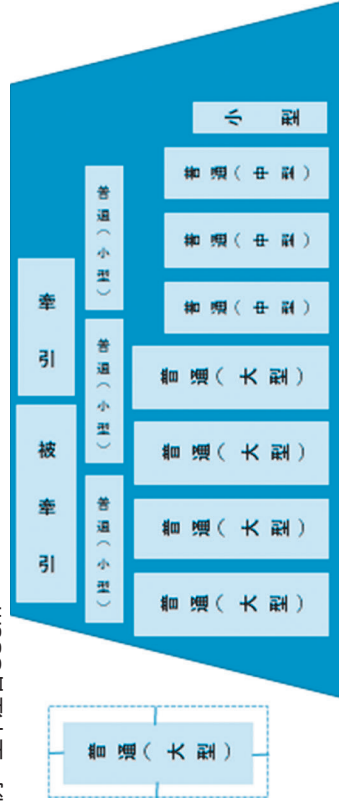
1. 保有車両は普通車両10台(大きさの区分は①～③で指定)、小型車両1台、牽引車両1台、被牽引車両1台 計13台とする
2. 普通車両の大きさについては車種が幅広いため、大型・中型・小型と区分けすることとする

(10t,4t,2t)



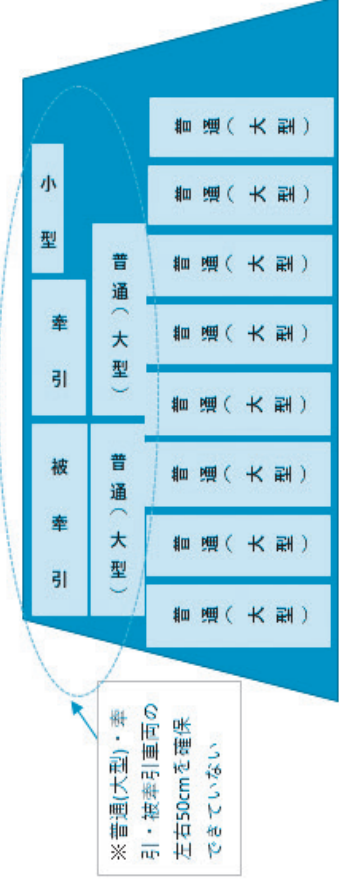
① 範囲内すべて車庫とし、普通車両は大型4台/中型3台/小型3台とする

例：上下左右50cm



①の場合、条件の車両数だと前後左右50cmの間隔を空けつつ、スペースに少し余裕のある状態で車両配置図が作成できる。しかし、これ以上の車両を増やすと、車庫の新設や拡大を検討する必要がある。

② 範囲内すべて車庫とし、普通車両はすべて大型とする



②の場合、今までは普通車両は大型・中型・小型であっても全て25㎡で計算できていたが、認可車庫上は収まっていたが、普通車の大型だけを持つ事業者が車両配置図を作成すると上記図のように認可車庫内に収まり切らなくなる事が分かる。25㎡で計算できる間に車庫の新設や拡大を早急に行い車両が収まる状態を確保する必要がある。

③ 範囲内に営業所・電柱といった障害物があり、普通車両は大型4台/中型3台/小型3台とする



③の場合、図内に営業所や電柱などがある際、車両を駐車できない箇所は避けるように配置する。また、配置図を作成する場合は出入口から車両が入りやすさを考えて作成する必要があります。認可車庫内に電柱や自動販売機など動かすことができない物が後にできた場合は、その部分と車両が駐車できないような箇所については車庫から除外する必要があることをご注意ください。(※点線箇所は車両駐車不可場所例)

※現状、保有車両が認可車庫に収まりきらない事業者は、早急に車庫を新設・拡大もしくは事業縮小(減車)を検討して頂く必要があります。

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
3・3	兵ト協 正副会長会議	兵ト協	4・14	近ト協 幹事会	大ト協
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協	16	三木会	兵ト協
5	全ト協 理事会	第一ホテル京	20	近畿地区道路利用者会議 定例会議及び現地視察	御道 坊 湯 浅路
11	トラックの日行事検討プロジェクト会議	兵ト協	21	兵ト協 海コン部会 適正化委員会	兵ト協
18	兵ト協 理事会	兵ト協		兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協
27	兵青協 役員会・評議員会	兵ト協	22	全ト協 重量部会 常任委員会	全ト協
	－ 4月の予定－			KTS 正副会長会議	神 戸 市 区 中 央
4・6	春の全国交通安全運動(～ 15日)			－ 5月の予定－	
	兵ト協 総務委員会	兵ト協	5・22	兵ト協 正副会長会議(予定)	兵ト協
10	自動車関係団体連絡会議	自動車会館		兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議(予定)	兵ト協

